

転居等

川崎市内での引越しに関する主な手続(転居・区間異動)

転居等(転居・区間異動)に伴って必要な手続の例

①～④で示す例は概要です。詳細は以下の表からご確認ください。

また、対象者が少ない手続等は一覧表に掲載されていない場合がありますので、担当窓口にお問い合わせください。

①転居届・区間異動届について

住所変更の手続きが必要となりますので、ネットdeスマートから事前入力の上、引越し前にお住まいの区または引越し後にお住まいの区の区役所へお越しください。

②印鑑登録について

市内での住所変更の場合、印鑑登録において特段の手続は必要ありません。引き続きご利用できます。

③児童手当や小児医療証の交付申請について

住所の変更手続きが必要です。手続はオンラインからも申請が可能です。

④国民健康保険について

住所の変更手続きは、転居届・区間異動届と一緒に受け付けます。

住民票に関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
転居届の提出	－	－
区間異動届の提出	－	－
マイナンバーカードの住所変更	転居届等を提出した後	－
印鑑登録申請：手続は不要	－	－
各種証明書の取得 (住民票の写し、印鑑登録証明書など) ※	任意	○ (一部)

※マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニなどに設置されているマルチコピー機で取得することができます。

保険年金に関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
国民健康保険 ※後日、新しい住所に書類を送付します	転居届等を提出した後	－
後期高齢者医療 ※後日、新しい住所に書類を送付します	転居届等を提出した後	－
国民年金に関する手続	転居届等を提出した後	－
介護保険※後日、新しい住所に被保険者証を送付します	転居届等を提出した後	－

福祉サービスに関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
身体障害者手帳の住所変更	転居届等を提出した後	－
療育手帳の住所変更	転居届等を提出した後	－
特別障害者手当、障害児福祉手当等の変更届の提出	転居届等を提出した後	－
特別児童扶養手当の住所変更	転居届等を提出した後	－
神奈川県在宅重度障害者等の住所変更	転居届等を提出した後	－
川崎市在宅重度重複障害者等手当の住所変更	転居届等を提出した後	－
水道料金・下水道使用料の基本料金の減免適用の登録者情報の変更	転居届等を提出した後	○
自立支援医療(精神通院医療)の住所変更	転居届等を提出した後	－
自立支援医療(更生医療)登録者情報の変更	転居届等を提出した後	－
重度障害者医療費助成の登録者情報の変更	転居届等を提出した後	－
心身障害者扶養共済制度の登録者情報の変更	転居届等を提出した後	○
特定医療費（指定難病）助成の登録者情報の変更	転居届等を提出した後	○

子どもに関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
市立小・中学校の転入学・就学手続	転居届等を提出した後	－
児童手当の住所変更	転居届等を提出した後	○
小児医療費助成の住所変更	転居届等を提出した後	○
乳幼児健康診査・妊婦健康診査等に関する手続	転居届等を提出した後	－
【幼稚園・認定こども園】幼児教育・保育の無償化の実施に伴う手続きについて	転居届等を提出した後	○
養育医療の登録者情報等の変更	転居届等を提出した後	－
小児慢性特定疾病医療費助成の登録者情報等の変更	転居届等を提出した後	○
児童扶養手当登録者情報等の変更	転居届等を提出した後	－
ひとり親家庭等医療費助成の登録者情報等の変更	転居届等を提出した後	○

その他の手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
犬の登録事項（飼い主の住所・犬の所在地）の変更手続	転居届等を提出した後	○
市営住宅の使用許可又は使用廃止等に関する手続	(入居) 転居届等を提出した後 (退去) 転居届等を提出する前	－
水道使用開始届・使用休止届	任意	○
ライフライン（電気・ガス・水道・電話・インターネットなど）	任意	○
粗大ごみの収集	※	○

※収集日の3日前（土・日及び12月31日～1月3日を除く）までにお申込みください。

収集日は月2回です。引越しや片付けなどで大量にごみが出る場合は、地域の生活環境事業所へ相談してください。

各区役所のご案内（各区のホームページにアクセスします。）

川崎区

幸区

中原区

高津区

宮前区

多摩区

麻生区